令和８年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」

仕　様　書

令和８年１１月１１日
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

１．事業名
令和８年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」

２．事業の趣旨
　第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和５年３月閣議決定）において、子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要であると規定されている。
　一方、第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、１か月に本を１冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）について令和４年度に、小学生２％以下、中学生８％以下、高校生 26%以下とするという目標を掲げたが、これに対し、第 70 回学校読書調査によると、不読率は小学生 9.6%、中学生 24.2%、高校生 55.7%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は依然図られていない。
本調査では、子供の読書活動、保護者による働きかけ、及び学校における読書活動推進の取組に関する実態把握と分析を行い、今後の子供の読書活動の推進に資することを目的とする。
３．成果物
・調査報告書（Ａ４縦判、横書き）
・調査報告書（概要版）（Ａ４縦判、横書き）
※　報告書は「調査の概要」、「調査結果」、「調査結果の分析」等から構成され、見やすく分かりやすいものとする。

４．調査（委託契約）期間
契約締結日から令和９年３月２６日

５．納入期限
・調査報告書　　令和９年３月２６日
・調査報告書（概要版）　令和９年３月２６日

６．納入場所
東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
図書館・学校図書館振興室図書館振興係

７．調査内容
事業の目的である具体的な現状を把握するために、下記に示す調査、集計及び分析を行い、報告書の作成を行う。
※実態調査の実施方法は企画提案とし、その実施の工程や内容がわかるように技術提案書に示すこと。

（１）調査検討委員会の実施
調査手法等については、提案された手法等により行うこととするが、子供の読書活動の推進について専門的知識を有する有識者等３名程度からなる調査検討委員

会を設置し、指導助言を求める。なお、検討委員については、文部科学省と協議の上、選定する。

（２）実態調査の実施

①調査対象者

全国の地方公共団体、児童生徒※１及びその保護者、各学校の管理職を対象として調査を実施する（標本調査）。また、特に読書活動に関する取組が盛んな地方公共団体※２などを対象とした調査も実施する。

※１　「児童生徒」は小学校４～５年生、中学校１～２年生、高校１～２年生を指し、義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校における同学年に相当する児童生徒も含む。対象者の抽出にあたっては、統計学的に見て偏りがないよう配慮し、その抽出方法の根拠や妥当性等を技術提案書にて明確に示すこと。

※２　市区町村の選定に当たっては、調査検討委員会や都道府県等と協議の上、選定する。

②調査事項

ア.　全国値の調査（アンケート）

（地方公共団体）

・子供の読書活動の推進体制（学校図書館等の連携先）
・子供の読書活動推進に関する重点施策
・子供の意見反映の取組状況　　等

（児童生徒対象）

・基本情報（例：学校種、学科、学年、進路希望）
・生活時間
・子供の読書時間／読書量やその変化、図書館利用頻度
・読書のきっかけ、読まない理由
・読書する本の選定方法、入手方法
・読書につながると考えられる改善方法　　など

（学校の管理職対象）

・学校の規模（生徒数等）
・学校図書館の整備状況（蔵書数、図書購入費、司書教諭・学校司書の配置状況等）
・読書推進の取組状況　　など

イ．読書の取組が盛んな地域の教育委員会・学校図書館・公共図書館等への調査（ヒアリング）

・自治体内の子供の読書活動に関する計画の策定状況及び推進体制
・自治体内の子供の読書活動に関する計画を踏まえた取組事例
・学校図書館と公共図書館の連携体制及び具体的な連携内容　（例：団体貸出
・配本、学校訪問、ブックトーク、レファレンス支援、探究学習支援、電子図書館の活用等）
・子供主体の読書活動の実施状況　（例：読書リーダー、ビブリオバトル、POP 作成、選書活動、図書委員会活動、読書イベントの企画・運営等）
・子供の意見やニーズを読書活動に反映するための取組　（例：アンケート、意見交換会、リクエスト制度等）

・取組の実施による子供の読書行動の変容　（例：読書頻度・読書時間・読書冊数の変化、図書館利用率の変化、読書への関心や意欲の変化等）
・取組の成果を把握するための指標や評価方法
・取組を継続・発展させるための条件及び課題
・自治体内の子供の読書活動に関する今後の課題及び展望

※なお、ヒアリング対象の選定に当たっては、文部科学省が実施した過去の「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」において紹介された先進的又は特徴的な取組事例についても、必要に応じて対象とすること。

※ヒアリングにおいては、取組の概要のみならず、当該取組が子供の読書行動や不読率の改善にどのような影響を与えたと認識しているか、また、その要因としてどのような事項が考えられるかについて重点的に聴取すること。

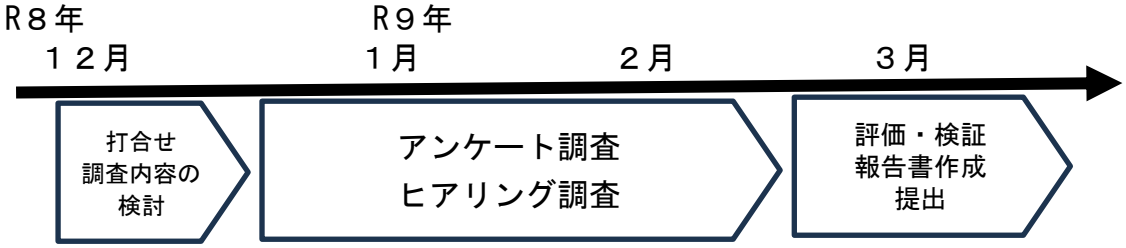
（３）評価・検証

上記（２）について、調査検討委員会において、評価・検証を行う。
検証に際しては、公共図書館と学校図書館の連携及び子供主体の読書活動の推進が、子供の読書行動や不読率の改善にどのような効果があるのかについて集計及び分析を行うものとする。
また、公共図書館と学校図書館の連携体制の有無や連携の内容、子供主体の読書活動の実施状況等による比較分析を行い、不読率、読書頻度、読書時間、図書館利用状況等との関係について検証すること。なお、可能な限り統計的な分析を行い、取組の有無や内容による差異の把握に努めること。
さらに、分析結果については、文章及びグラフによる整理に加え、取組と成果との関係性や効果的な取組モデルが視覚的に理解できるよう、概念図、模式図、フロー図、インフォグラフィック等を活用し、分かりやすく整理すること。

（４）調査報告書の作成・普及

調査結果について、分かりやすくまとめること。全国値、特定の地方公共団体の別及び対象とする児童生徒区分の別が分かるよう結果をまとめる。
また、調査報告書については、成果の要点・考察も踏まえた「概要版」を別冊で作成するとともに、「調査の概要」、「調査結果」「調査結果の分析」等から構成され、見やすく分かりやすいものとする。

（５）スケジュール（予定）



８．調査方法

アンケート調査、ヒアリング調査、検証等

９．事業規模

事業規模は 7,629 千円（税込）を上限とする。

１０．応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(２)要求要件の詳細」に示すとおりである。

② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和８年度読書活動総合推進事業に係る審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和８年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究　総合評価基準」に基づくものとする。

（２） 要求要件の詳細

１　調査業務の実施方針

1-1　調査内容の妥当性、独創性

＊ 1-1-1　仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば加点する。〕

＊ 1-1-2　偏った調査内容となっていないこと。

1-2　調査方法の妥当性、独創性

＊ 1-2-1　調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕

＊ 1-2-2　調査項目・調査手法が明確であること。

1-3　作業計画の妥当性、効率性

＊ 1-3-1　作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

２　組織の経験・能力

2-1　組織の類似調査業務の経験

2-1-1　過去に本事業のテーマと類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2　組織の調査実施能力

＊ 2-2-1　事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2　幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

＊ 2-2-3　事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3　調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1　円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

３　業務従事予定者の経験・能力

3-1　業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1　過去に本事業のテーマと類似の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2　業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

＊ 3-2-1　調査内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2　調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

４　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1　以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

５　賃上げを実施する企業に関する指標

5-1　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

5-1-1　入札者である中小企業※２等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2　入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

１１．検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

１２．守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

１３．届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には､速やかに発注者へ届け出ること。

１４．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票　合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

※　中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

１５．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１６．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１７．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。